

第16回山形県個人情報保護運営審議会 会議録

日時 : 令和元年12月10日(火)10時~10時30分
場所 : 山形県庁1002会議室
出席委員 : 倉岡会長、小笠原委員、三瓶委員、菅井委員、沼澤委員(全員出席)
事務局 : 学事文書課 文書法制主幹 他2名

1 開会

[倉岡会長 挨拶]

本日が2回目の審議。結論を出したいと思うのでよろしく御審議願いたい。

2 調査審議

個人情報の収集並びに利用及び提供の制限の例外について

(1) 前回の概要等

- ① 事務局から、「第15回山形県個人情報保護運営審議会概要」により説明。
- ② 前回の審議会後、会長から確認の指示があり、事務局から実施機関に聴取した結果を説明。

[一般的な周知・広報による一時金の請求が進まない理由]

- ・ 本人の知的障がいや高齢、親族の死亡、現行法令に個別通知の根拠が定められていないこと等が考えられる。

[県内の一時金支給の認定者5人の意思能力の状況]

- ・ 認定者の意思能力は不明。

[本県で個別のお知らせを行う理由]

- ・ 本県が把握している183人の一時金支給対象者を一人でも多く救済するため、個別のお知らせを実施したい。

[その他]

- ・ 一時金支給対象者の個人情報を施設長や民生委員に提供する場合は、個別のケースに応じて、慎重を期して実施していく。

(2) 調査審議

小笠原委員 他県では、施設長や民生委員に対し、一時金の支給対象となっていることを伝えた事例はあるか。

事務局 把握していないので実施機関に確認して回答する。

三瓶委員 成年後見人には、弁護士や司法書士、社会福祉士等が選任されている例が多い。

優生手術を実施していた年代や手術を受けた方の年齢層の情報を公表できれば、成年後見人が、支給対象者の存在に気づく場合もあると思うので、個別通知と併せて、弁護士会等の所属団体に情報提供し、制度の周知を図ることはできないのか。

- 倉岡会長 成年後見人は、弁護士・司法書士・親族等、個別のケースに応じて家庭裁判所より選任されるが、被後見人が支給対象者であるかまで把握していない。
弁護士会で成年後見人を監督しているわけではないので、被後見人の情報を聞き出すことはできない。
家庭裁判所でも把握していないので、市町村から情報を収集するしかないと思う。
- 沼澤委員 優生手術を受けた人や、その親族に影響が及ぶ、極めてプライバシー性の高い情報を収集することになるので、慎重に実施する必要がある。
一時金の支給には、市町村や施設の協力等が必要であり、多くの方を支援するためには個別通知は必要と考える。
- 菅井委員 センシティブな情報の取り扱いであり、手順を間違えないよう、慎重に実施してもらいたい。
- 小笠原委員 収集については問題ないが、提供については、前提として一般的な周知・広報を実施すること、また、支給対象者であることを告げることなく、意思能力の有無や親族の情報の確認といった目的を告げて情報を得ることなど、出来る限り個人情報を提供しない方向で進めてもらいたい。
- 倉岡会長 三瓶委員も、慎重に進めて欲しいとの意見か。
- 三瓶委員 そのとおり。
- 倉岡会長 慎重に進めてほしいということは共通している。
審議会として、プライバシーに配慮する等の条件をつけたうえで、収集も提供も例外を認めるということではよいか。
- 各委員 (異議なし)
- 倉岡会長 事務局は答申案を作成してください。
- 事務局 本日の御意見を踏まえた答申案を作成して、皆様に送付するので、御意見や御質問等あれば、事務局に連絡いただきたい。
- 倉岡会長 その後は、私と事務局に一任していただけるか。
- 各委員 (異議なし)
- 倉岡会長 審議を終了する。ありがとうございました。

3 その他

事務局

当面、審議会の開催予定はないが、開催の必要が生じた場合は、皆様に連絡する。

4 閉会

事務局

第16回審議会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 10時30分)